

鈴鹿市農業委員会告示第12号 農業委員会総会の開催

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条の規定により、次のとおり鈴鹿市農業委員会第30回総会を開催するので、鈴鹿市農業委員会会議規則（昭和32年農委告示第4号）第2条第1項の規定により告示する。

令和7年12月9日

鈴鹿市農業委員会  
会長 鈴木秀

1 日時 令和7年12月12日（金）午前10時から

2 場所 鈴鹿市役所 本館12階 1203会議室

3 事項 (1) 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）  
(2) 農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権）  
(3) 農地法第4条の規定による許可申請について  
(4) 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）  
(5) 農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）  
(6) 農用地利用集積等促進計画について など